

農林漁業土木工事監督要領

第1章 総則

(目的)

第1 この要領は、農林水産局の所掌に属する農林漁業土木工事の監督に関し必要な事項を定めることにより、監督業務の適正な実施を図ることを目的とする。

(監督)

第2 監督とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項に規定する工事の請負契約の適正な履行を確保するため必要な監督をいい、この履行に当たっては、農林漁業土木工事監督要綱第2に規定する監督職員の責務に基づき行わなければならない。

(監督行為)

第3 監督行為は、建設工事執行規則（平成8年広島県規則第39号）第13条、第19条、第22条から第25条まで、第27条から第31条、第36条、第38条、第44条、第47条等に定める調査、管理、立会い、指示、承諾、協議、交付、試験、検査、請求、確認、通知、受理、把握、調整、報告及び審査等の行為を総称していう。

(監督職員)

第4 建設工事執行規則第19条第1項に規定する監督職員は、農林漁業土木工事監督要綱第4の規定により、総括監督員、主任監督員及び監督員に分任する。この場合、主任監督員及び監督員については、それぞれ2人以上の監督職員を指定することができる。

(監督業務の分類)

第5 監督業務の分類は、農林漁業土木工事監督要綱第3に規定する総括業務、主任業務及び一般業務に分類し、業務内容に応じた分類は別表1のとおりとするが、重要なもの等の判断は事業規模、事業内容等から勘案し、総括監督員が決定する。

(監督職員の解除等)

第6 監督職員は、当該工事の完成をもって自動的にその指定を解除されるものとする。
ただし、工事施工中途において監督職員の指定の解除を必要とする事由が生じたときには、契約担当職員は、その指定を解除することができる。

第2章 監督

第1節 契約の履行の確保

(契約図書の内容の把握)

第7 監督職員は、契約書及び設計図書（図面、仕様書、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書）及びその他契約の履行上必要な事項について把握する。

(施工体制の把握)

第8 監督職員は、受注者から提出された施工体制台帳を基に、施工上の技術的な管理をつかさどる者の設置状況及びその他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかを把握する。

(工程把握及び工事促進指示)

第9 監督職員は、受注者からの履行報告に基づき、工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。

(関連工事の調整)

第10 監督職員は、受注者の施工する工事及び広島県の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を受注者に対し指示を行う。

(施工計画書の受理)

第11 監督職員は、受注者から提出された施工計画書により確認し、施工計画の概要を把握する。ただし、必要があると認められる場合は、発注機関の監督職員以外の職員の確認を求めることができる。

(契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議及び受理等)

第12 監督職員は、受注者又はその現場代理人に対し、契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議(詳細図の作成を含む。)及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。

2 監督職員が、その権限又は職務に基づき、受注者又はその現場代理人に対して行う指示、承諾、協議、受理等は、工事打合せ簿による書面をもって行う。

(条件変更に関する確認、調査、検討、通知)

第13 監督職員は、工事の施工に当たり、次の各号に該当する事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討の上、必要により工事内容の変更、設計図書の訂正内容を定める。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。

(これらの優先順位が定められている場合を除く。)

(2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 工事現場の形状、地質、わき水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5) 設計図書で明示されていない施工条件について、予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督職員は、前項の調査結果を受注者に通知(指示する必要がある場合は、当該指示を含む)する。ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ契約担当職員の承認を受ける。

(変更設計図面及び数量等の作成)

第14 監督職員は、一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料等をもとに作成する。

(工期変更の事前協議及びその結果の通知)

第15 建設工事執行規則第25条第7項、第27条第1項、第28条第5項、第29条から第31条まで、第32条第1項及び第50条第2項の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。

第2節 施工状況の確認等

(事前調査等)

第16 監督職員は、次の各号に定める事前調査業務等を行う。

- (1) 工事基準点の指示
- (2) 既設構造物の把握
- (3) 支給（貸与）品の確認
- (4) 事業損失防止家屋調査の立会
- (5) 受注者が行う官公庁等への届出の把握
- (6) 工事区域用地の把握
- (7) その他必要な事項

(指定材料の確認)

第17 監督職員は、設計図書において監督職員の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料又は監督職員の立会の上調合し、若しくは調合について見本の確認を受けるものと指定された材料の品質・規格等の試験、立会い又は確認を行う。

(工事施工の立会い)

第18 監督職員は、設計図書において、監督職員の立会の上、施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会を行う。

(工事施工状況の段階確認)

第19 監督職員は、設計図書に示された施工段階において、別表2（段階確認一覧）に基づき、適宜臨場等により確認を行う。

(工事施工状況の把握)

第20 監督職員は、主要な工種について、別表3（施工状況把握一覧）に基づき、適宜臨場等により施工状況の把握を行う。

(建設副産物の適正処理状況の把握)

第21 監督職員は、建設副産物を搬出する工事にあつては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されているか把握する。また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあつては、受注者が作成する再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）により、リサイクルの実施状況を把握する。

(改造請求及び破壊による確認)

第22 監督職員は、工事の施工が設計図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改造の指示を行う。

2 次の各号に違反した場合又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して確認する。

- (1) 受注者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければ

ばならない。

- (2) 受注者は、設計図書において監督職員の立会の上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会を受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- (3) 受注者は、設計図書において監督職員の立会の上、施工するものと指定された工事については、当該立会を受けて施工しなければならない。
- (4) 受注者は、前2項に規定するほか、知事が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書で定めるところにより当該記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

(支給材料及び貸与品の確認、引渡し)

第23 監督職員は、設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、契約担当職員が立会う場合を除き、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき確認し、引渡しを行う。

- 2 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合又は使用に相当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料又は貸与品を契約担当職員と打合せの上、引渡し等の措置を採る。

第3節 円滑な施工の確保

(地元対応)

第24 監督職員は、地元住民からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。

(関係機関との協議、調整)

第25 監督職員は、工事に関して関係機関との協議調整等における必要な措置を行う。

第3章 監督職員の契約担当職員への報告

(工事の中止、工期の延長の検討及び報告)

第26 監督職員は、工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、契約担当職員へ報告する。

- 2 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し、契約担当職員へ報告する。

(一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告)

第27 監督職員は、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責めに帰する理由及び損害物の請求内容を審査し、契約担当職員に報告する。

(不可抗力による損害の調査及び報告)

第28 監督職員は、天災等の不可抗力により、工事目的物の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、確認結果を契約担当職員に報告する。

2 監督職員は、損害額の負担請求内容を審査し、契約担当職員へ報告する。

(第三者に及ぼした損害の調査及び報告)

第 29 監督職員は、工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約担当職員へ報告する。

(部分使用の確認及び報告)

第 30 監督職員は、部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、契約担当職員へ報告する。

(中間前金払請求時の出来高確認及び報告)

第 31 監督職員は、中間前金払の請求があった場合は、工事履行報告書に基づき出来高を確認し、契約担当職員へ報告する。

(部分払請求時の出来形の審査及び報告)

第 32 監督職員は、部分払の請求があった場合は、受注者の臨場の上、出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の検査及び出来形部分対照表の作成を行い、契約担当職員に報告する。

(工事関係者に関する措置要求)

第 33 監督職員は、現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者、下請人等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、契約担当職員への措置要求を行う。

(契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告)

第 34 監督職員は、次の各号に該当し契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当職員に対し措置要求を行う。

- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) 受注者の責めに帰すべき事由により、工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込が明らかでないとき。
- (3) 建設工事執行規則第 20 条第 1 項第 2 号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 受注者の解除権に基づく理由がないのに契約の解除を申し出たとき。

2 監督職員は、受注者から契約解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当職員へ報告する。

3 監督職員は、契約が解除された場合は、既済部分出来形の調査及び出来高対照表の作成を行い、契約担当職員へ報告する。

第4章 監督職員のその他の業務

(現場発生品の処理)

第 35 工事現場における発生品について、規格、数量等を確認し、その処理方法について指示する。

(臨機の措置)

第 36 災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。

(事故等に関する措置)

第 37 事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、本庁担当課及び契約担当職員に報告する。

(工事完成検査等の立会い)

第 38 監督職員は、広島県農林漁業土木工事検査要領に基づき工事検査の立会いを行う。ただし、請負工事費 500 万円未満の工事についてはこれを省略することができる。

(工事成績の評定)

第 39 総括監督員及び主任監督員は、工事完成のとき、土木工事成績評定基準に基づき、工事成績の評定を行う。

(工事記録)

第 40 監督職員は、工事打合せ簿により、監督経緯を明らかにする。

附 則

- 1 この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、平成 11 年 8 月 17 日から一部改正する。
- 3 この要領は、平成 13 年 4 月 1 日から一部改正する。
- 4 この要領は、平成 15 年 8 月 1 日から一部改正する。
- 5 この要領は、平成 19 年 6 月 1 日から一部改正する。
- 6 この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から一部改正する。
- 7 この要領は、平成 21 年 5 月 1 日から一部改正する。
- 8 この要領は、平成 22 年 6 月 1 日から一部改正する。
- 9 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から一部改正する。
- 10 この要領は、平成 23 年 6 月 1 日から一部改正する。
- 11 この要領は、平成 24 年 7 月 1 日から一部改正する。
- 12 この要領は、平成 25 年 8 月 1 日から一部改正する。
- 13 この要領は、平成 25 年 9 月 1 日から一部改正する。
- 14 この要領は、平成 27 年 9 月 1 日から一部改正する。
- 15 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から一部改正する。
- 16 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から一部改正する。
- 17 この要領は、令和 4 年 8 月 1 日から一部改正する。

別表1

監 督 業 務 の 分 類 表

業 務 内 容	監 督 業 務		
	総 括 業 務	主 任 業 務	一 般 業 務
工事請負契約書に基づく契約担当職員等の権限とされる事項のうち、契約担当職員が必要と認めて委任したものの処理	○	—	—
契約の履行について受注者に対する必要な指示、承諾、協議又は受理等の処理	○ 重要なもの	○ 重要なもの、軽易なものを除く	○ 軽易なもの
関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合の調整	○ 重要なもの	○ 重要なもの、軽易なものを除く	○ 軽易なもの
設計図書の変更及び条件変更等、工事の中止及び工期延長の必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の報告	○ 契約担当職員に対する報告	○ 総括業務を担当する監督職員に対する報告	○ 主任業務を担当する監督職員に対する報告
設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は請負人が作成した詳細図等の承認	—	○ 軽易なものを除く	○ 軽易なもの
設計図書に基づく工程の管理、立会、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査の実施（確認を含む）	—	○ 重要なもの	○ 重要なものを除く
監督職員の指揮・監督	○ 主任及び一般業務を担当する監督職員の指揮監督	○ 一般業務を担当する監督職員の指揮監督	—
監督業務の掌理	○ 総括、主任、一般業務の掌理	○ 主任、一般業務の掌理	○ 一般業務の掌理

※重要なもの等の判断は、事業規模、事業内容等から勘案し、総括監督員が決定する。

別表 2

段 階 確 認 一 覧

一般：一般監督

重点：重点監督

1/3

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回/1工事
河川土工 (掘削工) 海岸土工 (掘削工) 砂防土工 (掘削工) 道路土工 (掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
道路土工 (路床盛土工) 舗装工 (下層路盤)		ブルーフローリング®実施時	ブルーフローリング®実施状況	1回/1工事
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m
	サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m
パチカドレン 工	サンドドレン 袋詰式サンドドレン パーバードレン	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回/200本 重点：1回/100本
		施工完了時	施工位置、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本
締固め改良工	サンドコンパクションバイブル	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回/200本 重点：1回/100本
		施工完了時	基準高、施工位置、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク 攪拌生石灰バイブル	施工時	使用材料、深度	一般：1回/200本 重点：1回/100本
		施工完了時	基準高、位置・間隔、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	一般：1回/20本 重点：1回/10本
矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板+ 一般：1回/150枚 重点：1回/100枚
		打込完了時	基準高、変位	
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板+ 一般：1回/75本 重点：1回/50本
		打込完了時	基準高、変位	
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		打込完了時(打込杭)	基準高、偏心量	試験杭+
		掘削完了時(中堀杭)	掘削長さ、杭の先端土質	一般：1回/10本
		施工完了時(中堀杭)	基準高、偏心量	重点：1回/5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口徑杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	一般：30%程度/1構造物 重点：60%程度/1構造物
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
深礎工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
		掘削完了時	長さ、支持地盤	一般：1回/3本 重点：全数
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	1回/1本
		施工完了時	基準高、偏心量、径	一般：1回/3本 重点：全数
		グラウト注入時	使用材料、使用量	一般：1回/3本 重点：全数
オープンケトン基礎工 ニューマチックケトン 基礎工		鉄沓据え付け完了時	使用材料、施工位置	1回/1構造物
		本体設置前(オープンケトン)	支持層	
		掘削完了時(ニューマチックケトン)		
		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
鋼管矢板基礎工		打込時	使用材料、長さ、 溶接部の適否、支持力	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		打込完了時	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本
置換工 (重要構造物)		掘削完了時	使用材料、幅、延長、 置換厚さ、支持地盤	1回/1構造物
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線
砂防堰堤		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回/1工事
	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回/1工事
重要構造物 函渠工 (樋門・樋管を含む) 躯体工 (橋台) RC躯体工 (橋脚) 橋脚フチング工 RC擁壁 砂防堰堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
		床掘掘削完了時	支持地盤(直接基礎)	1回/1構造物
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30%程度/1構造物 重点：60%程度/1構造物
		埋戻し前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回/1構造物
躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	1回/1構造物
床版工		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30%程度/1構造物 重点：60%程度/1構造物
鋼 橋		仮組立て完了時(仮組立て が省略となる場合を除く)	キャンバー、寸法等	一般：- 重点：1回/1構造物
地覆工 橋梁用高欄工		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	一般：30%程度/1構造物 重点：60%程度/1構造物
ポストテンション(T)桁 製作工 プレキャストブロック桁 組立工 プレビーム 桁製作工 PCコーズアップ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレス導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	一般：5%程度/総ケーブル数 重点：10%程度/総ケーブル数
		プレストレス導入完了時 縦締め作業導入完了時	設計図書との対比	一般：10%程度/総ケーブル数 重点：20%程度/総ケーブル数
		PC鋼線・鉄筋組立て完了 時 (工場製作を除く)	使用材料、 設計図書との対比	一般：30%程度/1構造物 重点：60%程度/1構造物

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
トンネル支保工		支保工完了時(支保工変更毎)	吹き付けコンクリート厚, ロックボルト打ち込み本数及び長さ	1回/支保工変更毎
トンネル覆工		コンクリート打設前	巻立空間	一般: 1回/構造の変化毎 重点: 3打設毎 又は 1回/構造の変化毎 の頻度の多い方 ※重点監督: 地山等級が, D, Eのもの 一般監督: 重点監督以外
		コンクリート打設後	出来形寸法	1回/200m以上を臨場 により確認
トンネルインバート工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	1回/構造の変化毎
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時	削孔長, 径, 間隔, 孔内状況	1回/1構造物
	鋼板取付け工, 固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時	施工図との照合 材片の組合せ精度	1回/1構造物
	現場溶接工	溶接前	仮付け溶接前の開先面の清掃と 乾燥状況・材片の組合せ状況, 仮付け溶接の寸法・外観状況	1回/1構造物
		溶接完了時	溶接部の外観状況	1回/1構造物
	現場塗装工	塗装前	鋼板面の素地調整状況	1回/1構造物
塗装完了時		外観状況	1回/1構造物	
ダム工	各工事ごと別途定める。	各工事ごと別途定める。		

注) ・表中の「確認の程度」は、確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容および施工状況等を勘案の上設定することとする。

なお1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位(目地)毎とする。

- ・重点監督対象工事は、別表4により、監督職員が定める工事とする。
- ・一般監督対象工事は、重点監督員以外の工事とする。
- ・重要構造物において、施工管理に使用する仮水準点の報告があった場合は、施工に先立ち監督職員が確認することとする。

施 工 状 況 把 握 一 覧

一般：一般監督

重点：重点監督

1 / 1

種 別	細 別	施 工 時 期	把 握 項 目	把 握 の 程 度
オープンク基礎工 ニューマチックケーツ 基礎工 深礎工		コンクリート打設時	品質規格, 運搬時間, 打設順序, 天候, 気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口徑杭	コンクリート打設時	品質規格, 運搬時間, 打設順序, 天候, 気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
重要構造物 函渠工 (樋門・樋管を含む) 躯体工 (橋台) RC躯体工 (橋脚) 橋脚アーチング工 RC擁壁 砂防堰堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		コンクリート打設時	品質規格, 運搬時間, 打設順序, 天候, 気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
床版工		コンクリート打設時	品質規格, 運搬時間, 打設順序, 天候, 気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
ポストテンション(T)桁 製作工 プレキャスト製作工 PCホースラグ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁 製作工 PC押し出し箱桁 製作工 床板・横組工		コンクリート打設時 (工場製作を除く。)	品質規格, 運搬時間, 打設順序, 天候, 気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
トンネル工		施工時 (支保工変更毎)	施工状況	一般：1回/支保工変更毎 重点：1回/支保工変更毎 ただし, 最低10支保 工毎 ※ 重点監督：地山等級が D, Eのもの ※ 一般監督：重点監督以 外
盛土工 (河川, 道路, 海岸, 砂防)		敷均し・転圧時	使用材料, 敷均し・締固め状況	一般：1回/1工事 重点：2～3回/1工事
舗装工	路盤, 表層, 基層	舗設時	使用材料, 敷均し・締固め状況, 天候, 気温, 舗設温度	一般：1回/1工事 重点：1回/3000㎡
塗装工		清掃・錆落とし施工時	清掃・錆落とし状況	1回/1工事
		施工時	使用材料, 天候, 気温	1回/1工事
樹木・芝生管理工 植生工	施肥, 薬剤散布	施工時	使用材料, 天候, 気温	1回/1工事
ダム工	各工事ごと別途定める。		各工事ごと別途定める。	

注) ・表中の「把握の程度」は, 把握頻度の目安であり, 実施に当たっては工事内容及び現場状況などを勘案の上, これを最小限として 設定することとする。

- ・ 1ロットとは, 橋台等の単体構造物はコンクリート打設ごと, 函渠等の連続構造物は施工単位 (目地) ごととする。
- ・ 重点監督対象工事は, 別表4により, 監督職員が定める工事とする。
- ・ 一般監督対象工事は, 重点監督員以外の工事とする。

別表 4

重点監督

主たる工種に新工法・新材料を採用した工事，施工条件が厳しい工事，第三者に対する影響のある工事，低入札工事，その他上記に類する工事については，確認の頻度を増やすこととし，工事の重要度に応じた監督とする。（重点監督という。）

なお，対象工事は下記のイ～ニのとおりとし，契約後すみやかに監督職員が定めるものとする。

イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事（対象工種のみ）

- ・技術活用パイロット工事
- ・標準歩掛のない新工法を用いた工事
- ・その他これらに類する工事(歩掛調査工事他)

ロ 施工条件が厳しい工事

- ・鉄道又は現道上での橋梁工事
- ・圧気潜函工事
- ・掘削深さ7 m以上の土留工及び締切工を有する工事
- ・鉄道・道路等の近接工事
- ・砂防ダム(堤高30 m以上)
- ・軟弱地盤上での構造物
- ・場所打ちPC橋
- ・共同溝工事
- ・ハイピア（躯体高30 m以上）
- ・その他これらに類する工事

ハ 第三者に対する影響のある工事

- ・周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事
- ・一般交通に供する路面覆工・仮橋等を有する工事
- ・河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事（対象工種のみ）
- ・その他これらに類する工事

ニ その他

- ・低入札価格調査工事のうち，重点調査対象工事

ただし，次のうち，作業等が簡易なものや主たる工種が規格品，二次製品等で容易にその品質が確認できるものは除く。

植栽工事，除草工事，区画線設置工事，伐採工事，堤防天端補修，コンクリート舗装目地補修，照明灯工事，遮音壁工事，防護柵工事，標識工事，その他これに類するもの

また，重点調査対象工事とは，低入札価格調査制度事務取扱要綱の第7条第3項に定められた「重点調査」を行い，契約した工事をいう。

- ・契約担当職員が必要と認めた工事